

第 2 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成29年4月28日

閉 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成29年4月28日(金曜日)

午後1時59分開議

午後4時23分閉会

本日の会議に付した事件

平成29年度主要事業等の説明

報告事項

①熊本県教育大綱について

出席委員（8人）

委員長 浦田 祐三子
副委員長 高木 健次
委員 山本 秀久
委員 氷室 雄一郎
委員 吉永 和世
委員 小早川 宗弘
委員 磯田 毅
委員 吉田 孝平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮尾 千加子
教育理事 山本 國雄
教育総務局長 青木 政俊
教育指導局長 越猪 浩樹
教育政策課長 江藤 公俊
政策監 坂本 富明
学校人事課長 手島 和生
社会教育課長 河村 雅之
文化課長 岡村 郷司
施設課長 猿渡 伸之
高校教育課長 牛田 卓也
義務教育課長 高本 省吾
特別支援教育課長 藤田 泰資

人権同和教育課長 徳永 憲治

体育保健課長 西村 浩二

警察本部

本部長 村田 達哉

警務部長 森川 武

生活安全部長 松岡 範俊

刑事部長 吉長 立志

交通部長 奥田 隆久

警備部長 石原 裕洋

首席監察官 杉村 武治

参事官兼警務課長 熊川 誠吾

参事官兼会計課長 木村 浩憲

理事官兼総務課長 開田 哲生

参事官兼生活安全企画課長 吉田 至

参事官兼刑事企画課長 國津 剛

参事官兼交通企画課長 船江 英二

参事官兼警備第一課長 中村 勇一

交通規制課長 瀬河 清信

事務局職員出席者

議事課主幹 榎原 俊郎

政務調査課主幹 福田 孔明

午後1時59分開議

○浦田祐三子委員長 こんにちは。

ただいまから、第2回教育警察常任委員会を開会いたしたいと存じます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月17日の第1回委員会におきまして、委員長に選任いただきました浦田祐三子でございます。今後、高木副委員長とともに、誠心誠意、円滑なる委員会運営に努めてまいりたいと思います。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますとともに、教育長、警察本

部長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、高木副委員長から挨拶をお願いいたします。

○高木健次副委員長 皆さんこんにちは。

同じく、第1回委員会におきまして、副委員長に選任をいただきました高木でございます。浦田委員長を一生懸命補佐して、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、委員各位、執行部の皆様方におかれましても、これからの御協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ですが、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は、本日御出席の課長以上をお願いいたします。

それでは、教育委員会宮尾教育長から、順次お願いいたします。

（教育長、教育理事～体育保健課長の順に自己紹介）

○浦田祐三子委員長 次に、警察本部村田本部長から、順次お願いいたします。

（警察本部長、警務部長～警備第一課長の順に自己紹介）

○浦田祐三子委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、教育委員会、警察本部の順に主要事業の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思っております。なお、執行部からの説

明は、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて主要事業について担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いいたします。

○宮尾教育長 お世話になります。

委員の皆様方には、日ごろから教育行政全般にわたりまして、深い御理解と御支援をいただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

1点、日本遺産につきましての御報告をさせていただきます。

菊池川流域が「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」というタイトルで申請しておりましたけれども、新たに日本遺産に認定されまして、本日、公表されることとなっております。

これで、平成27年度認定の人吉・球磨地域と合わせ、熊本県の日本遺産は2件ということになります。地元山鹿市、玉名市、菊池市、和水町の市、町の皆様これまでの御尽力のたまものでありまして、大変うれしいことだと思っております。

今後、国内だけでなく、海外へも戦略的に情報を発信し、観光を初めとする地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

さて、熊本地震の発生から1年が過ぎました。教育委員会関係では、学校施設の約6割が被災し、被災直後約4,300人に上る被災児童生徒の心のケアが必要となりました。また、多くの文化財も被災し、国指定・県指定・国登録文化財で約160件の被害が生じました。

現在、学校施設につきましては約4割が復旧しておりますが、第二高校や熊本高校など、被害が大きかった学校の復旧はこれからが本番でございます。また、児童生徒の心のケアにつきましても、現在ではケアを必要とする児童生徒が1,200人程度と減ってはきているものの、アニバーサリー反応ですとか、

数年たって不調を訴える子供も出てくるということで、中長期にわたっての対応が求められます。

さらに、文化財の復旧、復興につきましては、被害の生じた国指定等の文化財のうち、約2割の復旧方針が確定いたしました。未指定文化財等も含め、今後取り組みをさらに加速化させていきたいと考えております。

まだまだ復旧、復興はこれからが本番でございますが、ビルド・バック・ベターで創造的な復興を目指して、全力で、全員で力を入れていきたいと思っております。今後とも、委員の皆様方には、御支援よろしく願いいたします。

今年度の教育委員会が取り組みます主要事業につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、平成29年度主要事業、新規事業をごらん願います。

まず、1ページから8ページまでは、教育委員会の組織機構や事務分掌でございます。説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成29年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算は総額1,269億1,100万円余となり、前年度比で307億8,300万円余の減となっております。これは、主に地方分権改革第4次一括法に基づき、本年4月1日をもって、政令市である熊本市の小中学校教職員の給与負担等が、県から熊本市に移譲されたことに伴うものでございます。

各課別の内訳は表のとおりでございます。

一般会計に、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計の2つの特別会計を加えました当初予算総額は1,286億9,400万円余となり、前年度比で305

億7,300万円余の減となっております。

この後、各課から主要事業、新規事業を説明いたします。

まず初めに、教育政策課からでございます。

10ページをお願いいたします。

教育振興基本計画推進事業でございます。

事業目的は、平成26年3月に策定いたしました第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況を広く県民に周知するとともに、計画の推進を図るものでございます。

事業内容は、1の推進委員会を開催し、計画の進捗状況への意見を求めるとともに、2の点検、評価の報告、公表を行います。また、3のくまもと教育の日の取り組みや、4の知事の出前ゼミなどを実施いたします。

次に、11ページをお願いいたします。

学校改革フォローアップ事業でございます。

事業目的は、学校が抱えるさまざまな課題を解決するため、教職員が子供と向き合う時間を確保する学校改革プロジェクト支援事業に、平成25年度から平成27年度まで取り組んできており、当該事業はその後継として昨年度から取り組んでおり、県下全校での取り組みを普及、支援していくものでございます。

事業内容は、県下全校へ学校改革の普及啓発をするとともに、旧モデル校や新たに改革を推進する学校を支援し、その継続的取り組みと成果の発信を行うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

事業目的は、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成とICT、いわゆる情報通信技術を活用した確かな学力の定着及び教員の負担感軽減につながる校務の情報化に向けて、教育活動全般における情報化を推進するものでございます。

主な事業といたしまして、事業内容1のICTを活用した「未来の学校」創造プロジェ

クトでは、タブレットパソコンや電子黒板等を活用した授業の実施とその効果の検証を行うとともに、教員のICT活用、指導力向上に向けた研修の実施など、児童生徒の確かな学力の定着を図るためのICT活用を推進してまいります。

事業内容2のICTを活用した教育活動を支援する取り組みでは、好事例の収集や普及啓発、情報活用能力の育成を目的としたくまもとICTコンテストを、熊本市教育委員会と連携して実施することなどを行うものでございます。

事業内容3の情報モラル、情報安全教育の充実、学校非公式サイトのネットパトロールや、情報安全ファシリテータの育成及び学校やPTAの研修会等への講師派遣などを行うものでございます。

事業内容4のICT機器やネットワーク等の情報環境の整備は、県立学校における校務支援システム及びネットワークの運用やパソコンのリースなど、情報環境の整備を行うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業は、公立学校共済組合熊本支部が行う人間ドック及びメンタルヘルスなどの福利厚生事業に対して補助金を交付するものでございます。

下段の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅の維持管理を行うもので、事業内容1の平成8年度から13年度までに建設した住宅に係る償還金、及び2の廃止した教職員住宅の売却手続に要する経費でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

防災教育事業でございます。

これは新規事業でございます。事業目的は、学校における災害時対応能力の強化と、防災教育を推進するコーディネーター役として各学校に配置しました防災主任の実践力の向上を行うものです。

事業内容は、教育センターにおきまして、4月と12月に研修を行います。その間の各学校における実践を行うことで、児童生徒への防災教育等を展開できる人材を育成してまいります。

教育政策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

表の上段をごらんください。

派遣職員関係経費(学校分)でございます。

事業目的は、平成28年熊本地震により被災し、厳しい教育環境下に置かれている児童生徒の心のケア及び学習支援のため、教職員等の加配により充実を図るものでございます。

事業内容は、教職員加配42人のうち、他県派遣教職員16人の配置に伴う宿舍の借上げ、電化製品等のリース及び旅費に係る経費でございます。

次に、表の中段をごらんください。

免許事務費でございます。

事業目的は、教員免許更新に伴う教職員の教員免許状失効防止と上級免許状取得等を図るものでございます。

事業内容は、1、免許状更新に伴う保有者情報整備事業と、2、免許法認定講習でございます。

免許法認定講習は、免許法により任命権者が上級免許状取得のために必要な単位を修得する機会を与える努力義務が課せられたことなどにより、その講習会を延べ20日間実施するものでございます。

次に、表の下段をごらんください。

就学支援金交付等事業でございます。

事業目的は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図るものでございます。

事業内容は、保護者等の収入に照らして授

業料と同額の就学支援金を交付するとともに、交付対象外の生徒の授業料について、金融機関に徴収等に関する事務を委託するものでございます。

就学支援金は、県が生徒本人にかわって受領し、生徒が納付すべき授業料と相殺いたします。

また、事務処理を円滑に行うため、臨時職員を配置することとしております。

学校人事課は以上です。よろしくお願いたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

16ページをお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく家庭教育支援の推進でございます。

事業目的は、くまもと家庭教育支援条例のより一層の周知と関係機関との連携、協力による家庭教育力の向上を図るものでございます。

主な事業内容ですが、4の親の学びの支援として、保護者が子育てについて学ぶ参加体験型の親の学び講座や人材育成のための研修会の開催のほか、幼稚園、保育所及び中学、高校に研究指定校を設けて、モデル授業を行うものです。

次に、17ページをお願いいたします。

学校を核とした地域の教育力強化の推進でございます。

事業目的は、学校が家庭及び地域と一層の連携、協働を図り、学校と地域が相互に支え合う仕組みづくりを進めるため、地域学校協働活動及びコミュニティスクールの導入促進や学校を支援する地域人材育成等の取り組みを実施するものでございます。

事業内容ですが、1の学校を核とした地域の教育力強化事業は、県が統括コーディネーターの配置や体験活動等ボランティアの派遣を行うものです。

2の放課後子供教室推進事業は、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との協働活動などの取り組みを推進するものです。

3の地域と協力した学力向上プロジェクト、地域未来塾と呼んでおりますが、これは、さまざまな事情で家庭での学習が困難で、学習活動が十分身につけていない小中学生を対象に、放課後などに地域住民の協力を得て学習支援に取り組むものでございます。

4の被災地域の教育力向上プロジェクトは新規事業でございます。熊本地震により被害を受けた子供たちの学習環境の改善を図るべく、学校、家庭、地域の連携、協働による地域学校協働活動を行い、子供たちの心のケアや学習意欲の向上を図るとともに、事業の効果について調査研究を進めていくものでございます。

最後に、18ページをお願いいたします。

熊本の心活用推進事業でございます。

事業目的は、県内全ての小中学校で使用されている道徳教育用郷土資料「熊本の心」が、学校以外の場所、場面で活用されるなど、熊本の心「助け合い 励まし合い 志高く」の普及啓発を図るとともに、県民に学びの場を提供するものでございます。

事業内容ですが、作文募集やアドバイザーの派遣、県民大会の実施等を行うものでございます。

社会教育課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

19ページをお願いいたします。

まず、上段の文化財災害復旧事業でございます。

事業目的は、平成28年熊本地震で被災した文化財の復旧に向けた支援を行うものでございます。

事業内容1、国・県指定文化財の復旧費補助は、現行の補助制度に基づき、国・県指定文化財に対し補助するものです。

2、民間が所有する被災した指定文化財の復旧費補助は、民間寄附金を財源とする基金、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用することで、(1)国・県指定文化財の復旧においては、1の現行の補助制度に上乘せし、民間所有者の負担分について、さらに負担軽減を図るものです。また、(2)歴史的建造物においては、新たに未指定のものについても最大3分の2の補助を行うものがございます。

次に、下段をお願いします。

平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございます。

事業目的は、平成29年度に寄せられる見込みの寄附金を積み立てるものがございます。

参考に寄附受納額を記載しておりますが、昨年度末で約27億1,000万円を受納し、平成30年度末までに総額42億円となる見込みです。

この基金は、先ほど説明いたしました文化財災害復旧事業の2で活用し、熊本城や阿蘇神社などの指定文化財のみならず、取り壊しの危機が迫っている未指定の歴史的建造物まで支援を行っていくこととしております。

20ページをお願いします。

日本遺産による文化財群魅力発信支援事業でございます。

事業目的は、日本遺産に取り組む市町村等において、文化財の保存と活用を支援し、地域の活性化を推進するものです。

先ほど教育長からも報告しましたが、委員の皆様にはファクス等によりお知らせしておりましたとおり、本県の日本遺産は、本日、新たに菊池川流域が「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～」というタイトルで新たに認定され、本日、公表されます。

この菊池川流域のストーリーの概要につきまして、お手元に資料をお配りしておりますが、弥生時代に平地で始まった米づくりが、技術の進歩により山間部、海辺へと耕作地を広げていき、菊池川流域は、その姿が現在も残る日本の米づくり文化の縮図であるというものです。これで、平成27年度認定の人吉・球磨地域と合わせて、本県では2件となりました。

申請、認定に当たりましては、4つの市、町のほか、関係の皆様の御努力と御協力に感謝申し上げます。

さて、事業内容ですが、1、日本遺産推進指導事業は、認定されたこの2つの地域の事業推進や認定を目指す地域の取り組みに対して、地元市町村を支援するものです。

2、日本遺産推進調査等事業は、認定された日本遺産ストーリーを構成する文化財の保存のため、指定促進の観点からも、認定後新たに市町村指定となった文化財の保存、修理、整備などの費用について、3分の1を補助するものがございます。

参考1に記載していますように、国は、2020年までに100件程度の日本遺産の認定を考慮しており、今年度は、菊池川流域を含む17件が新たに認定され、これまでに認定された37件と合計すると、合計で54件が認定されております。

次に、21ページ上段をお願いいたします。

鞠智城整備事業でございます。

事業目的は、鞠智城について、史跡として整備を進めるとともに、特別史跡の指定の推進を行うものです。

事業内容1、歴史公園整備事業は、15年以上経過した長者原地区公園の芝の張りかえを行うものです。

2、保存整備検討委員会は、平成6年度に設置し、年2回、保存整備について専門家からの指導助言を得る委員会を開催するものです。

3、鞠智城跡特別史跡指定推進事業は、鞠智城の歴史的・学術的価値を広く示し、認知度を向上させ、特別史跡化に向けて機運醸成を図るものです。具体的には、若手研究者の論文募集、古代山城に関する研究会開催などを実施してまいります。

4、用地取得費は、重要遺構保護及び史跡景観保全のため、史跡地の集落内にある用地の取得を進めてまいります。

21ページ下段は、県立美術館本館改修整備事業でございます。

事業目的は、昭和51年の開館から40年が経過した県立美術館本館について、老朽化した施設、設備の改修を行うとともに、良好な展示環境及び所蔵品の保管環境を確保するものです。

事業内容にあるように、平成29年度は空調設備工事などを行うこととしており、今後も順次計画的に改修を進めてまいります。

次に、22ページをお願いいたします。

細川コレクション永青文庫推進事業でございます。

事業目的は、公益財団法人永青文庫が所有する美術品などの常設展示や調査研究を行い、県の文化振興や観光振興に寄与することとしております。

事業内容1、展覧会事業は、細川コレクション永青文庫常設展示室での常設展で、今年度は、熊本地震から1年の今の時期に開催しております、熊本における地震と復興の歴史に向き合う「震災と復興のメモリー@熊本」を初め、3回の展示会を開催予定です。

2、調査事業は、預かり美術品の大名調度類の精査や古文書解読などを行い、熊本の江戸時代、大名文化の研究などに活用するものです。

3、広報事業は、テレビ、ラジオ、各種情報誌等による情報発信や学芸員ミュージアムセミナーなどによる啓発活動を行うものです。

文化課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

23ページをお願いいたします。

まず、上段からです。

校舎新・増改築事業でございます。

本事業は、県立学校の施設の安全性と機能の向上を図るため、計画的に改修を行っているものでございます。

今年度の主な事業としまして、今後10年ほどかけて行います熊本工業高校の実習棟の改築に係ります設計委託並びに第1期工事に必要な仮設駐輪場の設置、それから家庭科室の改修などを行う予定でございます。

次に、下段でございます。

県立学校施設災害復旧事業でございます。

熊本地震で特に被害の大きかった熊本高校、第二高校などの復旧工事を行うものです。

本年度の事業としまして、熊本高校は、管理棟や特別教室棟の改修、第二高校は、管理棟ほかの改築などを行います。

あわせて、繰越事業ですけれども、両校につきましても、体育館の復旧、それから、熊本工業につきましても、第一体育館の復旧工事を今年度完了させる予定でございます。今年度末をもちまして、約96%の復旧が完了する見込みでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

実習船熊本丸代船建造事業です。

苓洋高校から天草拓心高校となりましたけれども、天草拓心高校の実習船熊本丸は、建造から19年がたちまして老朽化が進んでおります。安全性や機能向上のため、平成30年度の完成を目指しまして、代船建造に着手するものでございます。

施設課は以上です。よろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

25ページをお願いいたします。

熊本県育英資金貸与事業でございます。

事業目的は、勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学困難な学生、生徒に対し、育英資金を貸与して教育の機会均等を図り、将来、社会に貢献し得る人材を育成するために、育英資金を貸与するものでございます。

事業内容としましては、平成29年度は、5,074名に対し、14億5,400万円余の貸与を見込んでいます。

参考として、昨年度は、4,580名に対し、12億9,100万円余の貸与を実施いたしました。このうち、平成28年度に創設した被災特別枠による貸与は、503名、1億4,700万円余です。また、返還免除の対象となった157名全員の返還免除を行っております。

また、未収金対策として、長期滞納者に対する法的措置と初期滞納者に重点を置いた文書や電話による催告等、徹底した未収金対策に取り組むこととしております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

コミュニティ・スクール推進事業でございます。

この事業につきましては、資料37ページ下段の特別支援教育課のものとあわせて御説明いたします。

事業目的は、学校、家庭、地域が一体となって子供たちを育み、地域とともにある学校を目指すコミュニティースクールを県立学校に導入し、教育活動のさらなる充実を図るものでございます。

また、熊本地震の経験を生かし、児童生徒等の防災意識の高揚や地域と一体となった災害時の連携体制の構築を目指すものでございます。

事業内容としまして、本県のコミュニティ

ースクールには、総合型と防災型の2つの型がございます。総合型は、小国高校、上天草高校、天草支援学校を指定し、学校経営計画や防災教育等の総合的な取り組みを進めていくものでございます。

次に、防災型は、総合型3校以外の県立学校を指定し、熊本地震の経験を踏まえて、災害時の学校と地域住民等との連携協力体制のあり方などの取り組みを進めていくものでございます。

27ページ上段をお願いいたします。

スーパーサイエンスハイスクール推進事業でございます。

事業目的は、大学や研究機関などの先進的な科学技術を有する機関と指定校との連携を図るとともに、高度な理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を行うものでございます。

これまで、第二高校、熊本北高校、宇土中学校・宇土高校が指定を受けており、今年度は、天草高校が新たに指定を受けることになりました。

次に、下段をお願いいたします。

スーパーグローバルハイスクール推進事業でございます。

事業目的は、国際化を進める国内外の大学や企業、国際機関等と指定校との連携を図り、先進的な外国語活動や人文科学、社会分野の課題研究を通じて、グローバルな人材育成に取り組むものでございます。これまで、済々黌、水俣高校が指定を受けています。

続きまして、28ページ上段をお願いいたします。

高校生キャリアサポート事業でございます。

事業目的は、県立高校にキャリアサポーターを配置し、求人開拓や進路相談等による高校生への就職支援を行うとともに、講話や情報提供を通して教員の資質向上を図るもので

ございます。

事業内容としましては、平成29年度は、キャリアサポーター10人を24校へ配置し、就職支援を行います。

また、工業系高校10校に熊本しごとコーディネーターを配置し、求人開拓等を行い、工業高校生の県内就職に向けた取り組みを強化いたします。

なお、平成28年度の就職内定率は99.7%で、前年度よりも0.4%上回っております。

続きまして、下段をお願いいたします。

専門高校生による海外インターンシップ事業でございます。

事業目的は、産業界の発展に寄与するため、国際的な感覚と広い視野を持つグローバルな人材を育成するものでございます。

事業内容は、世界チャレンジ支援基金を活用して、本県の企業等の海外進出先でのインターンシップ、企業視察、現地高校生などとの交流活動を行います。これにより、国際的な感覚と広い視野を持つ、本県産業界の発展に寄与する人材の育成を目指しております。今年度は、専門学科で家庭と福祉を学ぶ高校生10名を派遣する予定でございます。

続きまして、29ページ上段をお願いいたします。

くまもと未来への復興人材育成事業でございます。

これは新規事業でございまして、事業目的は、被災した熊本城や道路、倒壊住宅等の修復、農家、地域商業の復興、子供、高齢者への支援等の現場へ生徒を派遣し、被災者の負担軽減や地域づくりをみずから考え、復興に貢献できる人材を育成するものでございます。

事業内容は、復興に向けて、工業、農業、商業、家庭、福祉などを学ぶ専門高校生が、被災地において専門分野を生かした支援を行い、その活動を通じて専門性の向上を図るものでございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

県立学校いじめ・不登校等対策事業でございます。

事業目的は、悩みを抱える生徒や保護者、教員等に対し、専門的知識に基づいたカウンセリングやソーシャルワークを実施し、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るものでございます。

事業内容として、スクールカウンセラーについては、分校を含む全県立高校に配置し、生徒、保護者や教員等へ相談、助言を行い、いじめや不登校等の課題解決を図ってまいります。

スクールソーシャルワーカーについては、県北、県央、八代、天草、人吉の各拠点校に配置し、学校、家庭、関係機関等との連携を図り、各関係者が協働しながら子供を取り巻く環境等の改善を図るとともに、本人の課題に対処する力を高めるためのシステムづくりを行ってまいります。いじめ・不登校対策に、このような事業を通して取り組んでまいります。

続きまして、30ページをお願いいたします。

いじめ防止対策推進事業でございます。

事業目的は、いじめ防止対策推進法及び熊本県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のため、県、県教育委員会、学校における環境整備を総合的に推進するための事業でございます。

事業内容としては、熊本県いじめ問題対策連絡協議会や熊本県いじめ防止対策審議会において、方策の協議、調査研究、防止対策等について審議を行います。

また、いじめ防止等の対策のための組織を各県立学校に設置し、会議等に心理、福祉等の専門家を招聘します。

次に、学校調査委員会を設置し、いじめによる重大事態が発生した場合は、学校と一体となり調査を行います。

最後に、学校及び市町村教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対応するため、外部の専門家等から成る支援チームを市町村教育委員会や学校へ派遣いたします。

続きまして、31ページをお願いいたします。

県立中・高等学校スクールカウンセラー等活用事業でございます。

事業目的は、熊本地震に伴い、県立学校の心のケアが必要な児童生徒等に対し、継続した支援ができる体制を整備するものでございます。

事業内容は、災害時に緊急スクールカウンセラーを配置、派遣するもので、さきに御説明いたしました、県立学校いじめ・不登校等対策事業とは別途対応するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

県立高等学校教育整備推進事業等でございます。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このようにまとめて記載しております。

事業目的は、平成19年度に策定した県立高等学校再編整備等基本計画や前期、中期、後期の各実施計画に基づき再編整備を推進するとともに、熊本地震により通学が困難となった阿蘇地域の生徒の通学手段を確保するものでございます。

事業内容は、1点目としましては、平成29年4月に開校しました南陵高校の食品科学科実習棟工事や旧水俣高校の校舎解体といった施設整備を進めてまいります。

2点目としまして、前期、中期、後期の再編整備に伴う新設高校の円滑な運営ができませんよう、所要の措置を行ってまいります。上天草高校や矢部高校等に通学する生徒への通学支援や、跡地の利活用についての検討等を行ってまいります。

3点目としまして、熊本地震に伴い通学困難となった阿蘇地域の高校生等のため、引き続き通学支援バス等の運行を行う者に対する助成を行ってまいります。

高校教育課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

33ページ上段をお願いいたします。

学力向上対策事業でございます。

事業目的は、教師の意識改革及び指導方法の工夫改善を推進し、本県の子供たちの学力向上を図るものでございます。

事業内容は、校長会議や県学力調査の実施を行うものでございます。

次に、下段をお願いします。

「生きる力」を育む教育推進事業でございます。

事業目的は、平成28年度末に示された新学習指導要領の趣旨、内容について、県、地区での説明会を実施し、周知徹底を図るとともに、学力充実、心の教育、小学校英語教育に関する研究を推進する学校を指定し、研究成果の県内への普及を図るものでございます。

次に、34ページ上段をお願いします。

道徳教育総合支援事業でございます。

事業目的は、平成28年熊本地震による大きな災害の中で、児童生徒を含む地域住民等に見られた熊本の心「助け合い 励まし合い 志高く」の姿を次代につなげるため、道徳の時間等で活用できる読み物教材を、新たに開発、作成するものでございます。

また、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の効果的な活用、さらに、道徳教育推進教師等を中心とした指導体制の充実と教師の指導力の向上を図るものでございます。

事業内容は、熊本地震関連読み物教材の作成、「熊本の心」広報テレビ番組の制作、放送及び各種研修の実施でございます。

次に、下段をお願いします。

日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございます。

事業目的は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成するため、県内全ての公立小学校5年生を水俣に派遣できるよう、市町村の事業を支援するものでございます。

事業内容は、水俣に学ぶ肥後っ子教室の実施でございます。

次に、35ページ上段をお願いします。

英語教育改革推進事業でございます。

事業目的は、外部専門機関と連携し継続的な研修を実施し、英語科教員等の英語力、指導力の向上を図るもの、及び英語教育強化地域拠点を指定し、小中高が連携して英語教育の充実に取り組み、その成果を県下に普及するものでございます。

県教育委員会では、英語力向上に向けて、自分のことや住んでいる地域などを誇りに思い、そのことについて英語で発信する力などを身につけさせる必要があると考え、取り組みを進めているところです。

次に、下段をお願いします。

外部専門家による学校支援充実事業でございます。

事業目的は、いじめや不登校等の未然防止及び解消を図るため、スクールカウンセラー、学校支援アドバイザー及びスクールソーシャルワーカーを学校や教育事務所等に配置し、児童生徒等に対する教育相談体制や関係機関とも連携して対応できる組織対応体制を充実させるものです。

なお、熊本地震対応につきましては、次のページに記載しております事業を中心に対応します。

次に、36ページ上段をお願いします。

小・中学校スクールカウンセラー等派遣事業でございます。

事業目的は、平成28年熊本地震発生に伴い、心のケアが必要な児童生徒等への支援が必要であるため、スクールカウンセラーの配置等を充実させ、専門的な知見、技能等を活用し、児童生徒等の実態に応じた対策を講じて、児童生徒の震災前の生活への復帰を支援するものです。

次に、中段をお願いします。

子どもたちによるいじめ防止推進事業でございます。

事業目的は、子供たちみずからが考えた主体的な取り組みや、学校、家庭、地域が連携した支援体制の充実により、いじめを許さない環境づくりを推進する事業を市町村に委託し、実践的な研究を行い、学校教育における重要な課題の一つであるいじめの未然防止及びその解消を図るものです。

次に、下段をお願いします。

学級経営等支援事業でございます。

事業目的は、学級経営及び学力向上等に課題を抱える学校に対して、生徒指導及び学習指導に識見を有する教職員OB等を一定期間派遣し、個々の教職員の指導力及び学校の組織力を改善、向上し、当該学校の学級経営の正常化及び学力向上に資するものです。

義務教育課は以上です。よろしく願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

37ページ上段をお願いいたします。

特別支援教育総合推進事業でございます。

事業目的は、障害のある幼児、児童生徒への支援に係る体制整備、教員の専門性向上などの取り組みを通じ、特別支援教育の総合的な推進を図るものでございます。

事業内容としては、体制整備のための諸会議、教員の専門性の向上等のための特別支援教育基礎講座を実施いたします。

次に、下段のコミュニティ・スクール推進

事業につきましては、高校教育課からあわせて説明がありましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

発達障がい等支援事業でございます。

事業目的は、発達障害のある幼児、児童生徒の急増に伴い、小中学部等における支援体制の充実や教員の専門性の向上を図るものです。

事業内容の主なものとしまして、4の特別支援教育指導力向上研修は、通常の学級を担当する全ての教員に対し、4年間かけて行う研修です。

昨年度は、熊本地震の影響により実施を延期しましたが、本年度から平成31年度まで研修を継続してまいります。

5は、合理的配慮協力員の配置でございます。

この合理的配慮協力員は、高等学校において、校内支援体制づくりや教員への助言を行うものでございます。県北、県央、県南の特別支援学校に1人ずつを配置し、各圏域の高校を巡回して支援を行ってまいります。

続きまして、39ページ上段をお願いいたします。

特別支援教育充実事業でございます。

事業目的は、特別支援学校教員の専門性向上及びセンター的機能の充実、推進等を図るものでございます。

事業内容の主なものとしまして、3の特別支援学校職業教育充実事業は、特別支援学校の職業教育を推進するために、就労に係る関係機関との連携強化を図り、就労支援の充実及び清掃の技能検定を実施いたします。

続きまして、下段をお願いいたします。

特別支援学校キャリアサポート事業でございます。

事業目的は、特別支援学校3校にキャリアサポーターを配置し、生徒に対する就職支援

を行うとともに、就職後の早期離職防止を図るものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

ほほえみスクールライフ支援事業でございます。

事業目的は、特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うなど、医療的ケアが必要な児童生徒の安全、安心な学習環境整備と保護者の負担軽減を図るものでございます。

事業内容は、1に記載のとおり、本年度は、特別支援学校7校に17人の看護師を配置して医療的ケアを行ってまいります。

2は、平成25年度から開始しました人工呼吸器看護師派遣補助でございます。

人工呼吸器を装着している児童生徒につき添う保護者の負担軽減のため、学校に看護師を派遣する訪問看護ステーションに対して補助を行うものでございます。

次に、41ページ、特別支援教育環境整備事業でございます。

事業目的としましては、県立特別支援学校整備計画に基づき、熊本市及び周辺における特別支援学校高等部への入学を希望する生徒の増加に対応するため、仮称ですが、東部支援学校等の整備推進を図ります。

また、急増する熊本市及び県南に居住する高等部への入学を希望する生徒の受け入れや軽度知的障害のある生徒のニーズに対応するため、これも仮称ですが、県南高等支援学校の整備推進を図るものでございます。

主な事業内容は、1、東部支援学校の校舎並びに盲学校及び熊本聾学校の寄宿舎、食堂等の整備に向けた実施設計、工事等を、2の県南高等支援学校の整備に向けた設計、地質調査等を実施するものでございます。

特別支援教育課は以上です。よろしく願いいたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課で

ございます。

42ページをお願いします。

各種人権教育研修事業でございます。

事業目的は、各学校の管理職や人権教育主任等を対象として、同和問題を初めとするさまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために、各種研修を実施するものでございます。

事業内容ですが、1の学校人権教育推進事業は、全ての公立学校長を対象に研修を実施するものです。

2の人権教育フォーラムは、山鹿市及び全ての教育事務所管内で実施するものです。

3の教育庁職員人権問題研修会、4の若手教職員のための菊池恵楓園現地研修も、あわせて計画的に研修を行ってまいります。

人権同和教育課は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

43ページをお願いいたします。

上段の県営体育施設管理費でございます。

本事業は、県営体育施設の管理を指定管理者に行わせるための管理運営費等でございます。

下段の九州地区学校体育研究発表大会補助事業でございます。

これは新規事業でございまして、本年度、本県で開催される九州地区学校体育研究発表大会の開催費の一部を補助するものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

上段の全国中学校体育大会開催運営費補助でございます。

本年度の全国中学校体育大会が九州ブロックで開催され、本県では、陸上競技が熊本市で、サッカー競技が菊池郡市で開催されることとなっております。本事業は、その開催費の一部を補助するものでございます。

次に、下段の2020東京オリンピック選手育成事業でございます。

事業目的は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、オリンピック出場可能性のある県関係選手を集中的に育成、強化し、多くの出場者を生み出すことを目指し、本県のスポーツ振興を図るものでございます。

事業内容は、東京オリンピック正式競技31競技から選手30名程度を選出し、所属する各競技団体へ助成を行い、各競技団体においては、医科学分野を取り入れた先進的トレーニング、国内外への合宿遠征等を実施するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

上段の児童生徒のスポーツ環境整備事業でございます。

事業目的は、県教育委員会が策定した児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針に基づいて、小学校の運動部活動の社会体育移行等を推進し、安心、安定したスポーツ環境を確保するものです。

事業内容としては、市町村支援事業と社会体育移行等に係るコーディネーター会議及び研修会を開催するものでございます。

次に、下段の学校給食振興事業でございます。

事業目的は、児童生徒の健康の保持増進を図るために、学校給食関係者の資質向上を図り、学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理を行い、学校給食及び給食指導の充実を図るものでございます。また、学校給食衛生管理基準に沿った適切な衛生管理を推進するものでございます。

主な事業内容としましては、2のくまもと地産地消推進県民条例を踏まえ、学校給食における地場産物の活用促進に係る関係機関との連携や、4の学校給食法に基づく学校給食の管理、運営に係る学校給食の手引の作成でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

上段の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業でございます。

事業目的は、学校における防災教育を中心とした安全教育、安全管理の充実を図るものでございます。

事業内容は、1の緊急地震速報受信システム等の科学技術を活用した防災教育、訓練手法等の開発、普及、2の災害ボランティア体験活動の推進、支援、3の学校防災アドバイザーの派遣、活用でございます。本年度は、熊本市内の県立学校での事業実施を計画しております。

次に、下段の防災教育推進事業でございます。

本事業は、みずからの命を守るために、主体的に行動する態度の育成や、安心、安全な社会づくりに貢献していこうとする意識の高揚を図るための教師用指導資料を作成することで、本県の防災教育のさらなる充実を図るものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

平成31年度全国高等学校総合体育大会開催準備経費でございます。

これは新規事業でございまして、全国高等学校総合体育大会が平成31年度は南部九州ブロックで開催され、本県も開催県として準備委員会を設立し、各関係機関、団体と連携して開催準備を行うものでございます。

体育保健課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、続きまして警察本部から説明をお願いします。

初めに、村田警察本部長。

○村田警察本部長 本年3月30日付で熊本県警察本部長を命ぜられました村田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様方には、平素から警察行政の各

般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心から御礼を申し上げます。

また、浦田委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきの氷川警察署閉署・氷川機動センター開所式や県警察学校の入校式に御臨席をいただきまして、まことにありがとうございました。重ねて御礼を申し上げます。

本日は、本年度初めての委員会でございますので、私からは、治安対策の推進状況と今後の県警察の基本的な取り組みについて、その概略を御説明させていただきます。

なお、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明させていただきます。

県警察では、平成15年に刑法犯認知件数が過去最多を記録したことを機に、犯罪や事故の増加に歯どめをかけ、安全で安心して暮らせる熊本県を実現するため、治安計画を策定し、平成16年からこれらに取り組んでまいりました。

その結果、昨年は、刑法犯認知件数が13年連続で減少し、ピーク時の3分の2以下、交通事故の死者数がピーク時の4分の1程度にまで減少するなど、数字の上では各種対策の効果が見られるところでございます。

しかしながら、近年、児童虐待、DV、ストーカーなどの人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案や振り込め詐欺を初めとした特殊詐欺事件が増加傾向にあるほか、インターネットが生活に定着する中で、サイバー空間における脅威も深刻化するなど、警察の対処能力のさらなる向上が急務となっております。

また、昨年の平成28年熊本地震では、多くのとうとい人命が失われたほか、交通インフラの寸断、家屋倒壊など、県民の生活基盤にも甚大な被害が生じており、県民の安全、安心に対する不安がこれまでになく高まっております。

こうした中、県警察では、治安改善の歩みをより確実なものとするため、これまでの治安対策を継承しつつ、現下の治安上の課題も踏まえた新たな活動計画として「安全・安心くまもと」実現計画2017を策定いたしました。

県警察では、本年1月から、実現計画2017にのっとり、安全で安心して暮らせる熊本の実現を目指し、子供、女性、高齢者の安全と安心の確保、被災地の安全と安心の確保の2点を重点課題と位置づけ、20の推進施策を実施しているところでございます。

良好な治安は、地域社会、経済発展の礎であり、震災からの復旧、復興を目指す県民の切実な願いであります。

県警察では、今後とも県民の期待と信頼に応えることができるよう、全力を挙げて安全で安心な熊本の実現を目指す所存でありますので、委員の皆様方には、多方面にわたる御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○森川警務部長 警務部の森川でございます。

私からは、お手元の県警察の説明資料に沿いまして、県警察の概要と警務部の主な業務について御説明いたします。

まず、県警察の概要から御説明いたします。資料の2ページをごらんください。

第1の熊本県警察の組織についてであります。

公安委員会につきましては、知事の所轄のもとに置かれ、5人体制で県警察を管理しております。

次に、県警察の組織であります。

県警察は、警察本部長のもと、5つの部で構成する警察本部、熊本市警察部、警察学校及び22の警察署で組織されております。

従来は23警察署でございましたが、昨年4

月に氷川警察署を八代警察署に統合しましたので、現在は22警察署となっております。来年4月1日には、新署である熊本北合志警察署が運用を開始いたしますので、再び23警察署になる予定となっております。

警務部は、この図の左側でございますとおり、9つの課で県警察の管理部門を担当しております。

また、熊本市警察部は、熊本市の政令指定都市移行に伴いまして、警察法の規定に基づき、平成24年4月に新たに設置したものであります。熊本市警察部長は私が兼務しております。

3ページをごらんください。

職員の条例定数についてであります。県議会議員の皆様の御理解と御支援によりまして、本県では、警察改革以降の平成14年度から平成29年度にかけて、合計332人の警察官が増員され、現在、警察官3,107人、一般職員421人の合計3,528人となっております。

しかし、本県における警察官1人当たりの負担人口は596人で、増員がなされたとはいえ、依然として九州では最も多い状態であります。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

職員の年齢構成についてであります。左側の警察官のグラフでございますとおり、20歳代から30歳代と55歳以上の比率が高く、年齢構成が2極分化しております。また、女性職員の占める割合は全体の12.5%、警察官につきましては7.21%、一般職員は53.1%となっております。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

第3の「安全・安心くまもと」実現計画2017についてであります。これは、一昨年実施いたしました県民の体感治安に関するアンケート調査の結果も踏まえまして、治安の

確保に向けた県警察の活動計画として策定、公表しているものであります。

この計画は、5つの取り組みの方向性と20の推進施策で構成するとともに、子供、女性、高齢者の安全と安心の確保、被災地の安全と安心の確保の2点を重点課題として掲げております。

6ページをごらんいただきたいと思います。

本年度の警察本部の当初予算額は391億7,700万円余で、その約75%を人件費が占めております。また、県予算に占める割合は4.4%となっております。

次に、第5の警察署の再編についてであります。

平成25年12月に策定した警察署再編計画に基づき、平成29年4月1日に氷川警察署を八代警察署に統合し、氷川警察署庁舎を使用して氷川機動センターの運用を開始しております。本年10月から、新庁舎での業務を開始予定としております。

また、本年10月1日には、熊本北警察署の熊本中央警察署への名称変更、平成30年4月1日には、熊本市北区と合志市を管轄する熊本北合志警察署の運用開始と、熊本市南区城南町を管轄する警察署を宇城警察署から熊本南警察署に変更することとしており、これらの施行日に向け、所要の作業を推進しているところであります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

第6の警察施設の現状についてであります。

ごらんのとおり、警察施設の老朽化が進んでおります。厳しい財政状況ではございますが、県民の安全、安心のよりどころとなる警察施設の整備につきましては、災害への備えのためにも的確に対処していかなければならないと考えております。

次に、第7の大量退職・大量採用時代への

対応についてであります。

県警察では、積極的な募集広報活動や警察官採用試験の随時見直しなどにより、多様かつ優秀な人材の採用に努めているほか、退職警察官等の再任用や非常勤職員としての再雇用により、ベテランの知識、技能を第一線の活動や若手警察官への技能伝承に活用しております。

また、平成33年4月1日時点で、全警察官に占める女性警察官の割合を9%に引き上げるとした数値目標を掲げているところであり、今後も女性警察官の採用、登用の拡大等を計画的に進めることで、女性の視点を一層反映した警察運営の実現を目指してまいります。

さらに、精強な警察を確立するため、若手警察官の早期戦力化や幹部の指揮能力の向上に向けた教養、訓練の充実などの取り組みも推進しているところであります。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

第8の職員給与の改善についてであります。

昨年3月、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例が一部改正され、新たに等級別基準職務表が定められたところであります。

県警察といたしましても、この条例の改正の趣旨に鑑み、県民の期待と信頼に応える強い警察の実現に資するよう、職務給の原則、均衡の原則等に照らし、職員の適切な給与処遇の確保に向け取り組むこととしております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

第9の県民への情報発信についてであります。

安全、安心に寄与する情報発信は、従来からの広報誌等の発行のほか、県警ホームページやツイッター、ユーチューブ等のインターネットを活用した情報発信やマスコミとの連

携、県警察音楽隊の演奏活動を通じた広報啓発活動等を実施しております。

また、事件・事故発生の際の迅速、正確な発表のほか、熊本県個人情報保護条例等に基づく開示請求への的確な対応など、県民の知る権利にも配慮した取り組みを推進しております。

ほかにも、警務部では、13ページ以降にございます、犯罪被害者支援の充実強化、警察安全相談業務の推進、留置業務等を実施しております。

私からの説明は以上でございますが、お手元に「安全・安心くまもと」実現計画2017のリーフレット及び広報冊子「熊本のまもり」をお配りしております。お時間ございますときにごらんいただけたなら幸いです。

警務部からは以上であります。

○松岡生活安全部長 私からは、お手元の資料に基づきまして、生活安全部の業務内容を8項目にわたって説明させていただきます。

まず、16ページから19ページまでの犯罪の起きにくい社会づくりの推進について説明いたします。

16ページの上段の犯罪情勢をごらんください。

グラフでお示ししておりますとおり、昨年の県下の刑法犯の認知件数は8,923件と、平成16年以降、13年連続で減少をしております。前年比マイナス1,351件という大幅な減少となりましたが、その1つの要因に熊本地震の影響が挙げられ、これを考えますと、本年も減少傾向を維持することは大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。

そうは申しましても、これまで行ってきました防犯カメラや防犯設備の設置促進、防犯ボランティアへの活動支援等を強力に推進し、1件でも多くの犯罪を抑止してまいりたいと考えております。

また、犯罪の質にも着目し、県民に不安を与えるような犯罪に重点を置いた抑止対策にも配意してまいりたいと考えております。その1つに、振り込め詐欺を初めとします特殊詐欺の被害防止対策が挙げられます。

17ページに、その認知件数及び被害額等を示しておりますが、依然として高水準で推移している状況にあります。

この対策としまして、高齢者に対する被害防止活動の強化、金融機関等と連携、協働した被害防止活動などを継続的に推進することとしております。

次に、20ページから23ページまでの人身安全関連事案対策について説明をいたします。

資料の20ページに、ストーカー及びDV事案の認知件数を示しておりますが、いずれも前年と比較しまして減少をしております。しかしながら、この種事案は、対応を誤れば人身に大きな被害を及ぼし、重大事案に発展する可能性も否定できないことから、その対応には細心の注意を払っているところであります。

事案対処の基本方針としまして、被害関係者の安全確保を最優先にした上で、その後の行為者との積極的な面接や積極的な事件化を図ることで、事案の深刻化を防ぐこととしております。

その結果、ストーカー事案で16件の文書警告とストーカー規制法等での検挙29件、DV事案で54件の保護命令、保護命令違反等での検挙が165件となっております。

また、体制面につきましても、平成26年3月、生活安全企画課内に、この種事案に24時間体制で専門的に対処する人身安全関連事案対策室を設置し、万全を期しているところであります。

資料22ページをごらんください。

子供、女性を対象とした性犯罪、声かけ等の届け出件数を示しております。

1,252件の届け出件数であり、昨年より減

少をしております。しかしながら、つい先般、千葉県で9歳の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したところであり、今後も油断することなく、しっかりと対処をしていきたいと考えております。

このような事件を防止するため、その前兆と見られる子供や女性に対する声かけやつきまとい等の届け出や情報を警察で察知した場合、速やかにその行為者の特定を行い、検挙または指導、警告の措置を講じる先制・予防的活動を現在推進しているところであります。

なお、昨年の指導・警告件数は169件で、検挙件数より2倍ほど多い状況であります。これは違法な行為に及ぶ前段階で割り出した行為者に対し、先制的な指導、警告を行い、その芽を摘み取り、封じ込め、事件の発生を予防しているためであります。

また、千葉県での事件の発生を受けまして、各警察署に対しまして、学校周辺や通学路等の制服警察官による警戒活動や見守り活動、学校等における犯罪被害防止対策への助言や指導などについて、重点的に取り組むよう指示したところでございます。

次に、24ページから26ページまでの少年の健全育成活動の推進について説明いたします。

24ページのグラフが示しておりますとおり、本県の刑法犯少年の数は、平成15年以降、減少傾向にあります。しかしながら、児童虐待やいじめの問題、児童ポルノ等の福祉犯の問題等は依然として深刻であります。

そこで、25ページの番号2にありますとおり、児童虐待への対応、インターネットに起因する少年の被害防止などの子供の安全を確保するための諸対策を推進しますとともに、悪質性の高い福祉犯の取り締まり、学校におけるいじめ問題への対応など、少年非行防止保護総合対策の推進等を重点としまして取り組んでいるところであります。

次に、27ページから31ページまでの生活環境犯罪の検挙状況について説明いたします。

資料の各ページに、生活経済事犯、環境事犯、風俗事犯、秩序・諸法令違反のそれぞれについて、検挙状況及び主な検挙事例を紹介しております。最近大きく報道されました出資法違反の事件、この検挙も生活経済事犯であります。

生活環境犯罪は、県民の暮らしの安全に大きく影響しますので、本年も引き続き、その摘発に向け取り組んでまいります。

次に、32ページ及び33ページまでのサイバー犯罪の検挙状況等について説明いたします。

資料の32ページのグラフのとおり、サイバー犯罪の検挙件数及び検挙人員は、ともに前年よりも増加しております。

昨年は、熊本地震発生時の混乱の中、皆さんも御承知かと思いますが、インターネット上に、地震のせいで動物園からライオンが逃げ出した旨の書き込みやライオンが徘徊している画像を投稿し、熊本市動植物園の業務を妨害した事件等を検挙しているところでございます。

今後も、サイバー犯罪及びネット空間に氾濫する違法有害情報から県民を守るため、その摘発に向け取り組んでまいります。

次に、34ページ及び35ページの地域警察活動について説明をします。

資料にありますとおり、地域警察官は、全警察官の約30%を占め、24時間体制で交番やパトカーで勤務するなど、県警察の諸活動の中核を担っております。

今後も引き続き、制服やパトカーによる見せる活動、いわゆるパトロールの強化など、県民の要望を反映した活動を行ってまいります。

次に、36ページから38ページまでの通信指令業務について説明いたします。

資料36ページに、110番受理状況を示して

おります。

年間約12万件を超える受理件数で推移しており、この受理やパトカー等への指令に通信指令システムというシステムを活用しております。

同システムは、老朽化による機器の更新や機能アップのための充実強化が不可欠でございます。将来的には、新たな通信指令システムと統合型地図情報システム、いわゆるGISの連携を予定しているところであります。

また、通信指令業務は、ヘリコプターの運用にも関連しており、御承知のとおり、県警察の航空隊にヘリコプター1機を保有しております。

また、熊本県が平成29年11月に運用を開始します熊本県総合防災航空センターに、「ひばり」と同様に、県警航空隊も入ることとなっております。

最後に、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランに基づく警察活動の強化について説明いたします。

資料の39ページに示しておりますとおり、引き続き、被災地における犯罪抑止対策、教育環境回復への支援、これを行うこととしております。当該活動の中核を担います被災地防犯アドバイザーを、昨年の4人から、今年は6人に増強させていただきました。さらに活発な活動を行わせていきたいと考えております。

以上で生活安全部からの説明を終わらせていただきます。

○吉長刑事部長 刑事部の業務概況について御説明をさせていただきます。

まず、資料41ページをお願いいたします。

資料右下に記載しておりますけれども、県民の皆様が著しい不安を感じられます殺人、強盗、放火などの7罪種を、警察では重要犯罪と呼んでおりますが、昨年中は、107件を認知し、100件を検挙しております。

主要事件につきましては、次ページの一覧表のとおりでありまして、検挙率93.5%は全国10位であります。

次に、資料43ページをお願いいたします。

同じく、資料右下に記載させていただいております、身体被害のおそれのある形態で行われる空き巣などの窃盗を、これまた警察では重要窃盗犯と呼んでおりますが、昨年中は766件を認知し、684件を検挙しております。検挙率89.3%は、全国第3位であります。

続いて、資料45ページをお願いします。

平成28年熊本地震により被災し、不在となった家屋を対象とします窃盗事件は、資料では昨年末の数値を記載させていただいておりますが、本年3月末で申し上げますと、90件を認知し、うち35件、25人を検挙しております。被災地、被災家屋であるという証拠の確保が難しい中で、捜査員はよく頑張ってくれていると感じているところであります。

本年も引き続き、県民生活に不安を与える重要犯罪、県民の皆様のお身近で発生する窃盗犯を確実に検挙し、体感治安の向上に努めてまいります。

次に、資料47ページをお願いいたします。

2の特殊詐欺事件につきましては、昨年は、一昨年に比べ認知件数及び被害総額が減少する一方で、検挙件数は、前年比プラス26件の55件、検挙人員は、プラス4人の14人を検挙し、また、犯行ツールであります通帳詐欺などの助長犯では、72件、32人を検挙しております。

中でも、ゴルフ会員権販売をかたる事件では、本県警察を元立ちとして、北海道警察と合同捜査本部を設け、福岡県内に拠点を有していた詐欺グループの首魁を含む実行犯13人、助長犯18人を検挙し、組織を壊滅に追い込んでおります。

また、昨年は、参議院議員通常選挙における違反取り締まりにおきまして、日当買収事件等で2事件、2人を検挙しております。

次に、資料49ページをお願い申し上げます。

第6、組織犯罪対策の推進でございますが、県内の暴力団は、現在24組織、構成員約550名を警察は把握しております。

その構成は下表のとおりでありまして、6代目山口組系が約21.5%、神戸山口組系が10.6%、これに加え道仁会系が39.9%でありまして、暴対法の規制を受ける指定暴力団が全体の7割以上を占めている状況であります。

山口組の分裂以降、本県では、昨年3月9日に、本部長を長とします、6代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部を立ち上げ、現在、両傘下組織に対する取り締まりを徹底する一方で、万が一にも県民の皆様が事件に巻き込まれることがないように、暴力団事務所、学校、繁華街等の警戒活動を行っているところであります。

また、平成28年熊本地震に伴う復旧・復興事業に関しましても、暴力団の排除を徹底してまいります。

次に、資料56ページをお願い申し上げます。

3の来日外国人対策の(3)平成29年度予算についてであります。2019年のラグビーワールドカップ等の開催やMICE施設の開業等により、来日外国人が事件当事者となる事案の増加が見込まれますことから、外国人事案対応能力の充実強化を図るための事業の一環といたしまして、本県と友好関係にあります台湾の私立大学、文藻外語大学へ警察官1名を1年間派遣し、北京語の通訳要員を養成しているところであります。

最後になりますが、資料58ページをお願いいたします。

第8の捜査管理の2の捜査手法、取り調べの高度化プログラムですけれども、昨年の6月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、遅くとも平成31年6月までには、裁

判員裁判対象事件の被疑者取り調べの全過程、録音、録画が開始されることとなります。

これに的確に対応するため、ソフト面での取調官の技能向上とあわせ、ハード面の整備として、本年度及び来年度の2カ年で録音・録画機の整備を行うこととしております。

具体的には、イで記載しておりますが、県下全警察署に設置型の録音・録画装置を整備するために、来春開署予定の熊本北合志警察署への4台の新設を含む16台及び現在設置済みの可搬型の録音・録画装置のうち、平成29年度に耐用年数が切れる5台の更新に必要な手当てをしていただいているところであります。

以上、刑事部といたしましては、適正捜査による検挙力を通じまして、県民の皆様の治安に対する不安感を払拭し、より安全、安心を実感していただけますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○奥田交通部長 交通部関係を御説明いたします。

第1、交通事故等の現状についてであります。

資料63ページに、運転免許人口の推移、64ページ以降に、交通事故の発生状況を記載しております。63ページです。

運転免許人口につきましては、ほぼ横ばいで推移しているのに対して、高齢者の運転免許人口は大幅に増加しています。

64ページです。

平成28年中の交通事故につきましては、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも、前年と比較して減少しました。発生件数は10年連続、負傷者数は12年連続で減少をしまして、中でも死者数は、高齢の死者の大幅な減少などにより、前年と比較して12人減少の67人となりました。これは昭和28年以降の64年

間で最少となるものです。

65ページ、66ページです。

死亡事故の特徴としましては、大幅に減少したとはいえ、その中ではいまだ高齢者の死者が全体の半数以上を占めております。中でも、75歳以上の占める割合が大きくなっています。

事故時の状況では、歩行中の死者が最も多く、全体の約半数を占めています。また、この10年間で自動車乗車中の死者が半減したのに対して、歩行中の死者は約2割の減少にとどまっている現状から、高齢者の対策、歩行者の対策をさらに推進する必要があると考えています。

68ページをお願いします。

第2、総合的な交通事故防止対策について説明いたします。

県警察の活動重点である「安全・安心くまもと」実現計画2017に掲げる交通の安全と円滑を実現するため、交通部では、高齢者の安全を守る交通対策の推進や子供を交通事故から守る取り組みの推進など5つの推進施策を掲げ、交通死傷事故防止・抑止対策に取り組んでいます。

69ページをお願いいたします。

交通事故死者数を減少させるためには、総量を押し上げています高齢者の交通死亡事故をいかに防いでいくかが最重要課題であります。また、子供たちを交通事故から守り、この子供たちが道路交通の場で活動する際に安全な行動をとることができるよう、年齢層に応じた交通安全教育を推進していく必要があります。

これらの課題に対応すべく、県警察では、熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略における新規事業として、昨年10月に、県内一円で県警声かけ・訪問隊による活動を開始しました。

これは、警察官、非常勤職員、民間業者が連携して、高齢者や女性、子供を主な対象

に、個別訪問活動や街頭での声かけ活動を通じ、交通事故防止対策と特殊詐欺の被害防止活動などを融合させた総合的な安全対策を図るものであり、昨年の交通事故の減少には大きく寄与しました。

また、熊本地震の発生後は、避難所等における声かけ活動などを行い、現在も仮設住宅等における声かけ活動やチラシの配布を行うなど、被災地における交通安全、防犯活動を実施しています。

72ページをお願いいたします。

さまざまな媒体を活用した効果的な交通安全情報の発信についてであります。

県警察では、全県下で交通安全キャンペーンなどの啓発活動のほか、県警の公式ツイッターなどを活用しまして交通事故防止に資する情報発信を行っています。中でも、県内に50基設置しています交通情報板を活用した交通安全・交通事故防止啓発活動につきましては、合計15文字以内で運転者の頭に残るような交通安全のメッセージを掲載し、交通安全意識を高めてもらうという活動をしております。この活動につきましては、先日も全国ニュースで特集をされています。

次は、資料73ページ、74ページです。

交通事故抑止に資する交通指導取り締まりについてであります。

県警察では、交通事故の発生状況や取り締まり要望などをもとにしまして、無免許運転や飲酒運転、速度超過など、交通事故に直結する悪質、危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取り締まりを推進しています。

このほかにも、違法駐車対策、暴走族対策にも取り組んでおり、特に暴走族などに係る110番通報につきましては、この5年間で半減をしています。

75ページをお願いいたします。

交通安全施設等の整備についてであります。

昨年度は、社会資本整備重点計画に基づく

特定事業として、信号機、道路標識などの新設、更新の整備を行うとともに、熊本地震により被災しました交通安全施設の復旧を行っています。

本年度も、昨年度に引き続き、特定事業による信号機、道路標識等の新設、更新や信号等のLED化などの整備を行うとともに、被災した交通安全施設の復旧を予定しています。

76ページをお願いいたします。

一定の病気等に係る運転者対策の推進についてであります。

一定の病気等に係る運転適正相談等を確実に実施するため、平成27年1月19日から、運転適正相談における認知症など早期対応推進事業の予算を活用し、看護師の資格を持つ非常勤職員を2名運転免許課に配置し、病状の把握や判断において専門的見地からの聴取及び支援ができるよう、体制を強化しています。昨年4月からは、看護師1名を増員し、3人体制としております。

次に、本年3月12日に施行されました高齢運転者対策を主眼とする改正道路交通法についてです。

75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為をしたときに、臨時認知機能検査の受検が義務づけられたことや、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方に対する主治医などの診断書の提出が義務づけられたことなど、交通事故のリスクが高い運転者の対策が強化されました。

また、今回の改正により準中型自動車の区分が新設され、この自動車に対応する準中型自動車免許が新設されることになりました。

これら法改正に適切に対応すべく、運転免許課の体制強化や自動車教習所に対する必要な指導などの準備を終え、現在は法改正に伴う業務に対応しているところであります。

以上で交通部関係の説明を終わります。

○石原警備部長 警備部の業務について御説明いたします。

資料は77ページ以降になります。

警備部は、公共の安全または利益に係る犯罪等の取り締まり及びこれら犯罪に関する情報の収集並びに重大事案への対処に関する警察活動を行っております。また、災害警備活動を主管する部門であり、昨年の熊本地震では、本県警察だけでなく、全国警察を挙げて救出・救助活動を初めとする災害警備活動を行ったところであります。

まず第1、大規模災害等緊急事態対策の強化でございます。

その1は、平成28年熊本地震の発生に伴う警察措置についてであります。

県警では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置して指揮体制を確立し、延べ約2万8,000人の県外から派遣された部隊と連携して、救出、救助、交通対策、震災関連事犯の予防と検挙、その他被災住民の安全、安心の確保のための諸活動を実施いたしました。現在も、本部と警察署が連携をし、仮設住宅の巡回連絡や重点警ら等を実施しているところでございます。

なお、資料1の(5)に記載しております死者数50人につきましては、災害関連死を含んでおりません。直接死の方の数字でございます。

その2は、平成28年中における災害警備活動について、78ページにかけて記載しておりますが、県警では、6月の豪雨災害に伴い、警察本部長を長とする災害警備本部を1回、大雨洪水警報や阿蘇中岳の噴火警戒レベルの引き上げ等に伴い、警備第二課長を長とする災害警備対策室を44回設置し、災害警備活動を実施いたしました。

その3は、対処態勢の強化であります。

(1)の実践的訓練の反復実施につきましては、県警独自に解体予定建物や廃車を利用した救出・救助訓練を実施したほか、関係機関

と連携し、小型重機や無人航空機の操縦訓練等を反復実施するなどして、救出、救助の技術及び対処能力の向上、習熟に努めました。

79ページをお願いいたします。

(3)の災害用装備資機材の整備、拡充につきましては、平成28年度中、無人航空機や小型資材車、エアジャッキ等の資機材を整備しております。

29年度当初予算では、人が車両等に閉じ込められた際、救助用の空間確保や重量物を持ち上げるために使用する電動コンビツールやラムシリンダー、倒壊家屋等の中から被災者を発見するための多目的画像探査装置等の資機材を整備予定であります。

80ページをお願いします。

新型インフルエンザ等への対応状況につきましては、平成26年1月に新たな行動計画を策定しており、新型インフルエンザ等が発生した際は、同計画に基づき、関係機関と連携して的確に対処していくこととしております。

また、昨年12月に南関町において発生した鳥インフルエンザでは、警察本部長を長とする熊本県警察鳥インフルエンザ対策本部を設置し、関係警察署及び関係機関と連携して発生農場直近の交通規制や消毒ポイントの警戒活動等を実施しております。

81ページをお願いいたします。

第2は、国際テロに対する警備、諸対策の推進でございます。

1で情勢を記載しておりますが、本年も世界各地でテロ事件が発生しており、我が国に対するテロの脅威も現実のものとなっております。

このため、県警察では、テロの標的となり得るライフライン施設や公共交通機関、大規模集客施設等に対する警戒活動を初め、テロに対する県民の意識啓発活動、爆発物原料対策など、テロの未然防止対策を強力に推進しております。

これら具体的な施策は、81ページから85ページにかけて、2から8の項目として記載しているとおりでございます。

86ページをお願いいたします。

第3は、警備事件捜査の推進でございます。

まず、右翼対策の推進です。

資料には、平成28年中も、諸問題を捉えて抗議活動に取り組んだと記載しておりますが、県内におきましては、熊本地震の影響もあり、多くの右翼が県内での街頭宣伝活動などを自粛しております。

県警では、今後も、右翼による重大事件の未然防止のほか、各種法令を適用した違法行為の取り締まりを推進してまいります。

次に、2の不法滞在者対策の推進でございます。

我が国の不法残留者は約6万5,000人と見られ、3年連続で増加しており、さまざまな外国人犯罪の温床、国内治安悪化の大きな要因となっております。

本県におきましては、熊本地震により被災した家屋の修復作業等に従事するために、県外から多くの不法滞在外国人が流入しているものと思われ、昨年は入管法違反で24人を検挙し、ことしに入ってから8人を検挙しているところでございます。

今後とも、県警では、取り締まりを強化するとともに、官民協力による関連情報の共有、入管や税関等との合同摘発等の事件検挙に努めてまいります。

以上です。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしていただきたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思

います。

それでは、教育委員会に係る質疑はございませんか。

○磯田毅委員 学校改革フォローアップ事業についてお聞きします。

これは、多分以前の予算はもっと大きかったかと思えますけれども、このフォローアップ事業の成果はどのような進捗があったのか、そして、これはどれぐらい続けられるのかについてお聞きします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

モデルの校を指定いたしました17校におきましては、それぞれの学校ごとに課題が違いますものから、学校ごとのその課題が解消されたとお聞きしております。

それを広く広めることによりまして、それぞれの学校の業務改善なり、時間外短縮なりにつなげていければと考えているところでございます。

以上です。

○磯田毅委員 具体的にどれぐらい、例えば定員の充足率とか何か、具体的な数字がどう変わったのかですね。それは、17あればちょっと難しかですかね。

○江藤教育政策課長 26年度に指定したモデル校が10校ございまして、その10校での数字になりますけれども、児童と向き合う時間が確保できているという職員さんが62%に上がったとお聞きしております。それは、取り組みを始める前は31%だったのが、62%に上がったという数字が上がっております。また、ゆとりを持って仕事をしているという職員さんが、開始前の20%から45%に上昇したというアンケートの数字が出ているところでございます。

○磯田毅委員 私が聞いたのはちょっと違う方向だったんですけれども、まあそういうプラス面の、先生方とか何かの進み方というのはわかりますけれども、ただ、定員を大きく割り込んでいる原因とか、そういったものがどう改善されたのかというのは、途中経過ですので、まだはつきりはわからぬということですかね。

○江藤教育政策課長 ちょっと不勉強でございまして、改めまして御説明に行かせていただければ。済みません、申しわけありません。

○磯田毅委員 具体的な数字については、ちょっと細かいですので、後で教えてください。

○浦田祐三子委員長 後ほどお願いいたします。

ほかに質疑は。

○氷室雄一郎委員 施設課ですけれども、この工業高校の実習棟の改築は、これは震災の部分なんですか。それとも、もう老朽化で、年度を追って改築していく、どっちなんですかね。

○猿渡施設課長 施設課です。

これは両方がございます。復旧工事につきましては、約7億ほどの被害額が出ております。まずそれから先に取りかかっているところに、もともと計画的に実習棟の改築がオーバーラップしてくるというような形で、もう今年度で復旧工事のほうは終了いたしますので、今年度も改築工事を行います、今年度からずっと10年近く改築工事のみが続いていくというふうな形になると思います。

○氷室雄一郎委員 これは10年もかかるというのは、部分的に少しずつやっけていられるんですか。こんな長い年月がかかると、実業高校は実習が命でございますので、大変な影響が出てくると思うんですが、開新高校等は、もう震災でほとんど実習棟はやられておりますけれども、あそこも実習棟が使えないということは、非常に生徒にとっては、また実業高校にとっては致命的なことですけれども、これは、じゃあ少しずつ改修をしていくという10年間なんですか。こんな長い年月がかかるものですか。

○猿渡施設課長 施設課です。

10年間というふうに申しましたけれども、事業は26年度からですので、もう今事業が始まっておりまして、平成36年度まで、あと実質的には8年ほどになります。今14棟ほど実習棟がございます。それを14棟のうち13棟改築して、集合、集約して4棟にする計画でございます。

予算との兼ね合いもございましてけれども、一遍に全部が使えなくなるといかな部分もあるので、計画的に、ある部分をやった場合は、その手当てもしながらまた次のエリアに移っていくというような、形上は授業も行いながら改築となると、やはり印象よりも長目に期間がかかるということはあるかと思っております。

○氷室雄一郎委員 だから、期間は別としましても、その期間中にそういう実業高校の命である実習を受ける生徒さんたちには、そう影響はなく考えて、このスパンでやっけていくということと考えていいんですか。それだけのことを聞いているんです。

○猿渡施設課長 そのように、できるだけ配慮をして工事を行っていきたく思います。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○吉永和世委員 スーパーグローバルハイスクールですけれども、済々黌は平成26年から、水俣高校は平成28年からでありますけれども、今見える成果というものがあれば教えていただければと思います。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

済々黌は、既に26年から3カ年たっておりますけれども、最初に指定を受けた年の生徒たちがことし卒業しまして、進学等しておりますけれども、この事業で取り組んだ成果等を生かしながら、推薦入試等でそれぞれ目的の大学等に多く進学したというふうな報告を受けておりますので、そのような形で成果があらわれておりますし、また、大学等に進んだ後も、さらにその成果を生かした活躍をしてくれるものというふうに思っております。

それから、水俣高校はまだ1年目でございますけれども、先日、発表会等を見に行きましたけれども、非常に子供たちが堂々と大勢の方の前——大人の方も含めて、前で発表しているその姿を見まして、着実にそういった力をつけつつあるというふうに思っております。英語で発表する生徒さんもたくさんおりましたし、少しずつ、1年目でありますけれども、成果があらわれているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 継続して、ぜひ頑張っていたらというふうに思います。

○牛田高校教育課長 ありがとうございます。

○吉永和世委員 それと、肥後っ子、義務教育課。

○浦田祐三子委員長 ページ数を言っていたらと……お願いいたします。

○吉永和世委員 34ページですか、水俣病についての教育だと思うんですけども、今は多分水俣病資料館を中心としてやっていらっしゃるというふうに思うんですが、あそこを見る限りでは、過去という、現在もあるんですけども、やはり海、現状の海というものも見ていただくことというのは非常に大事な点というふうに思うんですけども、そういった点はこの中には含まれてない、どうですかね。

○高本義務教育課長 水俣に学ぶ肥後っ子教室では、そこに全小学校の5年生が訪問をしておりますけれども、事前学習、そして当日の訪問学習、そして事後学習というふうにやっております。

訪問学習の中で、これまでも語り部の方のお話を聞いたりとか、あるいは、今年度、資料館のほうでリニューアルしましたものから、そういった部分での展示物を見るというようなことをやっております。

○吉永和世委員 できれば、現状の——海から始まったことなので、海の現状がどうあるのかというのをしっかりと見ていただくというのも非常に大事な点かなと思うんですけども、できればそこら辺検討いただいて、最後、最後見て帰るとか、何かそういったことも加えていただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○高本義務教育課長 その計画、日程等がそれぞれの学校で、資料館、そして環境センター、そして国の情報センター、この3つを原則として回るようには進めております。それに時間的な余裕がある場合には、それぞれの学校で新たに加えるというようなことも、それぞれの学校で計画をしてやっております。

○吉永和世委員 できれば、そういうこともちょっと加えていただくように検討いただければというふうに思います。

それと、もう1ついいでしょうか。

○浦田祐三子委員長 どうぞ、吉永委員。

○吉永和世委員 水高跡地の解体がされる予定ですけども、警察のほうの実践的訓練の反復実施であります、せっかく解体するので、そういった場を活用いただくということも考えていただければ非常にいいのかなと、今ちょっと聞いていて結びつくのがあるので。

○石原警備部長 そういった情報をいただければ、また連携させていただければというところで、それは大いに情報をいただいて検討させていただきたいと思っております。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

解体につきましては、今実際業者等とも、予算もいただきましたので、打ち合わせ等もさせていただいているところでございます。

ただ、ここは、校舎の一部にアスベストがあるということもわかっておりますので、その辺の活用のちょっと難しい課題もあるのかなという印象は持っておりますけれども、今のお話、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○吉永和世委員 1つ要望ですけれども、地元の消防関係というの、実践的訓練というの何か非常に欲しがっているというか、あるので、そういうところで共同して訓練をやるとか、そういうのをさせていただければ、非常に地域としてみればすごくいいのかなと思うので、ぜひ検討いただければと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。——ほかに教育委員会に関する質疑がなければ、これで終了したいと思います。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 3つだけ簡単に。

1つは、何ページだったかな、おやっと思っただけですけれども、この警察官の採用について、かなり改革をされているわけですが、体力試験の結果で不合格とする制度を廃止すると、身長、体重、胸囲、そういうのも改正を行っている。

これは、やはり大量退職に伴って非常に募集なりが、一時期は非常に募集もありまして、県警の試験に受かるというのは大変難しかったんですけれども、この辺は実際どうなんですか。これだけの大幅な改革をされるといいですか、やっぱりそういう状況にあるんですかね。

○森川警務部長 警務部長でございます。

今採用試験制度の見直しについてお尋ねをいただきましたけれども、大量退職・大量採用時代につきましては、ピーク時と比較しますと、一応の落ち着きは見せておるところですけれども、優秀な人材の確保とその資質の向上は、警察の重要課題の一つで常にあり続けていると認識しております。

採用試験制度につきましては、これまでも真に警察官たるにふさわしい者を採用するた

めに、人事委員会とも協議を重ねまして、より人物重視の採用試験制度となるようにと、そういった趣旨で見直しを行ったところであります。

○氷室雄一郎委員 だから、それだけ厳しい状況にあるのかどうかということを知っているわけですよ。もちろん、優秀な人材を集めないかぬけれども、一時期は非常にたくさんの方を募集しておったわけですが、そういう状況ではなくなりつつあるのかということを知っているわけです。

○森川警務部長 ただいまも申し上げましたけれども、大量退職、大量採用の厳しい状況については落ち着きつつあるところであります。

ただ、これまで、身長の要件であるとか、また、体力試験的なものが、警察官を志望するけれども、そういった条件が厳しいのでということで受験をちゅうちょするというような向きもあると聞いておりましたので、広く受験を募って、その中から真に警察官にふさわしい者を、資質、能力を見きわめて採用したいと、そういう趣旨で見直しを行ったところであります。

○氷室雄一郎委員 もう1つ、69ページですけれども、熊本地震、69ページに避難所とか仮設等、私たちもたくさん回りますけれども、警察の方々も見回り等をやって、そのときは非常に安心感があって、非常に助かるなという声が多いわけですが、今孤独死の問題とか、さまざまな人員が不足をしておりますして、思う存分避難所なりみなし仮設等に巡回等が、ほかの支援員等も人員に制限がありますので、なかなかうまくいってないのが状況で、私たちによく不満、問い合わせがあるのは、もう少し警察の方々の増員、こういう関係部署に訪問される人員を多くできな

いのかということなのですが、最小限度の人員で継続してやっておられると思うんですが、その辺はどうなんですかね。

○松岡生活安全部長 生安部のほうからただいまの委員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

警察本部では、警察本部の要員を毎日、日が変わりではありますけれども、被災地のいわゆる仮設住宅を中心とした対策に回らせているところであります。これとあわせて一一これを6カ月、とりあえず当面の間ということで、その後も継続してやるつもりでございますけれども、それを引き続きやっております。

それと、防犯アドバイザー、これをことしもまた――前年は補正でお願いしたんですけれども、4名の防犯アドバイザーをお願いしたところでありますけれども、本年度はこれを6人にふやしまして、これは、いわゆる被災地の自治体の方々、これに御協力しながら、この方々をサポートして、また、被災地の仮設住宅のさまざまな御要望とか御相談に対応していくために設置しているものでありまして、これの巡回もやらせております。

それと、各警察署、被災地を受け持ちます警察署、それにつきましては、平素から――まず、4月中が各警察署、巡回連絡の強化期間、いわゆる一戸一戸家庭の訪問をする強化期間でございました。このときに、まず先制的に仮設住宅、これに対する巡回連絡等を行わせたところであります。

また、ちょうど4月14日から16日にかけては、被災地の見守り期間ということで、強化期間ということで、これは3日間ですけれども、設置をさせていただきまして、仮設住宅の集合地における防犯講話でありますとか、ボランティア団体とコンビネーションを組んだ訪問活動等をさせていただいたところであります。

まだまだ、委員御指摘のように、毎日毎日というわけにはいきませんが、できる限り警察としまして、被災地の仮設住宅を中心とした訪問活動と被災地の警戒活動には当たりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○氷室雄一郎委員 人員の問題もあられると思いますけれども、仮設に行きまして、一番皆さんがおっしゃるのは、もう姿を見るだけで安心すると。いろんなコミュニティーがきちっと整っているところもありますけれども、いろんな地域から集まっておりますので、支え合い支援センターの方々も、しかし、何やかや言ってもやっぱり警察官の姿を見れば一日安心をするという声が非常に多うございますので、限られた人数だと思いますけれども、できますれば最大限に支援を御尽力いただきたいと、私のほうからまたお願いはしますということでやりとりをしたい。仮設の住民の方々は、非常に評価をされておりますので、その辺も伝えていただきまして、何らかの形で継続的な支援をいただければと思っておりますので、要望しておきたいと思います。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○小早川宗弘委員 警察関係の22ページですけれども、松岡生活部長のほうから、子供・女性安全対策というふうなことで説明がっております。

千葉の松戸で9歳の女子小学生が殺害されたというふうな事例を出して、地域でもその安全対策を重視させていかなければいけないというふうな説明があったと思いますけれども、私も、3年ぐらい前に、子供たちが非常に犠牲になる犯罪が多いというふうなことで

一般質問をさせていただきましたけれども、またこういう本当に凶悪な、残念な事件が起きてしまって、これは千葉県だけの問題ではないなというふうに思います。

ゆっぴーメールも、毎日のように何か声かけ事案のごたるとが情報が入ってきて、本当事件が起きる前に何か有効な対策がなかつかなというふうに思いますけれども、その辺のところはどういうふうに、まあ難しい質問でありますけれども、どういうふうな考えであられるのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○松岡生活安全部長 千葉の事件も含めまして、警察としましては、従来から——今回は通学児童の安全というようなことで話をさせていただきますけれども、通学路等の交通要衝における立番でありますとか、防犯ボランティアと連携しました通学路パトロール、またスクールサポーターによる学校等への立ち寄りなどを行っております。

また、一般的な女性・子供対策としましては、先ほど御説明しました声かけ、もしくはつきまとい、大人が子供にどこに行くのという声かけから我々のところには通報がある場合があります。もっと言えば、ちょっと遊びに行こうかという声かけから通報があると。それを、声かけということで、警察としては把握することとしております。

その時点で、この声かけをした人間の割り出し、今までは犯罪を犯した人間を割り出して、それを検挙していくという手法だったんですけれども、先制的にその声かけの段階から行為者を把握しまして、こういう者たちに対しては、何の声かけをしたのかと——割り出せましたらですね。声かけをしたのか、もしくはその声かけが不適切であれば警告を行いまして、先制的に抑えていこうという活動も並行してやっています。それが声かけ、つきまとい行為の、先ほど届け出件数というこ

とでお知らせした部分であります。

そのような活動を含めまして、全体的に不審者情報を学校側からいただいているとか、学校との連携を重ねながら、この種事案の対策に努めているところでございます。

○小早川宗弘委員 しかも、今回、犯人が保護者会の会長というふうなことで、もう子供たちも、一番信頼できる人が犯人というふうなことで、子供たちにも非常に動揺が走るとじゃなかろうかなというふうに思います。私の子供が小学校3年生で、もう大人も信じられぬねと、あのニュースを見ながら子供ながらに言いよつとですよ。

何か熊本県の小学校の子供たち、どういうふうな、これは関連するけん、教育委員会にもちょっとお話を聞いたかっですけれども、よろしいでしょうか。子供たちにはどういうふうな動揺が広がっているのか。

あるいは、学校教育をどんどんどん地域と連携してというふうな方向で今まで施策があっておりますけれども、逆に、こやん変質者がどんどんどんふえてくると、学校、地域と連携することが果たして安全を確保できるのかというふうなことも考えさせられることだと思いますけれども、その辺のことも含めて対策をどうしていくのか、ちょっと県教育委員会の、これは義務教育課になるのかな、にお聞きしたいと思います。

○高本義務教育課長 コミュニティースクールというものを国のほうで——これは地域の方が学校運営協議会という組織をつくりまして、一緒に学校経営に参画するというものなんですけれども、それにあわせて、熊本版コミュニティースクールというものもついています。

これらは、活動としましては、保護者の方の登下校の見守り隊でありますとかあるいは学校に直接行って地域人材で授業をしたりと

か、いろんな活動をされていますけれども、その中で、子供たちの安全を守るというようなことで、見守り隊とか、そういったことをやっておられます。

あわせて、そのコミュニティースクール、または熊本版コミュニティースクールで導入されているところが、大体熊本県下55%ぐらいは活動されています。活動されていないところも、それぞれの地域で——コミュニティースクールという言葉はありませんけれども、それぞれの地域で似たような組織はたくさん持っておられるようです。

○小早川宗弘委員 ちょっとよくわかったようでわからぬような感じですがけれども、今回のこういう事件を受けて、やっぱりそれぞれのPTAで議論を重ねていくことが、認識を高めていくことがまず大切かなというふうに思いますので、それは大人の意識を上げていくことにもつながりますので、どうかそれぞれの教育委員会あるいは保護者会、親の会などで今回の事件について語り合う、そういう機会を設けていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○松岡生活安全部長 先生からの御指摘にちょっと追加をさせていただきます。

確かに、県内のいわゆる見守り活動を行っていただけるボランティア団体の方、この方たちの中にも、やはり動揺が走ったところがあります。特に、警察官OBなんかも見守り活動をやっておられまして、その中の言葉に、これはどうすりゃいいんだろうかというような言葉もございました。

ただ、今続けてくださいと、これを全くゼロにするわけにはいかない。やっぱりこれはいい活動として見守り活動はでき上がったものでありますので、今後、同様にボランティア活動は続けてくださいという言い方を、現

在、我々は警察側としてやっております。

当然、これには警察官も朝夕立つわけでありまして、それとあわせて、千葉県警の事案、これを受けまして——まだ、今千葉県警の事案は捜査中でありまして。いろいろなことが今後わかってくるかなと、その前兆事案であるとか、そういうふうなものもわかってくるのかなというふうに思います。そういうふうなものの報告を受けた後、そういうふうなものも検討材料として、PTAとか学校当局にお伝えしたり、また、ボランティアの方々にお話をしたりして、先生御指摘のような検討を我々も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宮尾教育長 御助言ありがとうございます。

およそあり得ない事案だったなというふうに、非常に私たちも驚いております。そういった意味では、ただ、一番信頼できる保護者の人たちを信用するなという、最も大人が言いたくないことを子供に今回は突きつけてしまったのかなという感じがしております。

ただ、やっぱり多くのいろんな目で見ることが必要だと思いますので、委員おっしゃってくださったように、いろんなところで議論を深めて、多くの目で子供たちを見守っていききたいというふうに思っております。

○吉田生活安全企画課長 生活安全部の参事官の吉田と申します。

今のことにちょっと関連しまして補充させていただきますけれども、今現在、県警では、犯罪抑止というところで、いわゆる街頭の防犯カメラの設置促進に非常に力を注いでおります。これは、日本だけじゃなくて、諸外国のほうがかえって進んでいるというところなんです。

これにつきましては、今後行われますオリ

ンピックとかあるいは県で行われますラグビーワールドカップ、こういったものに向けて、やはり必要ではないかというようなことで行っております。

ただ、費用がかかりますものですから、また民間の方をお願いすることですので、それが急増するかというと、なかなかそうではないというところではあります。

例えば、今お話が出ました子供さん方の見守りにつきまして、街頭にそういう防犯カメラがつけば、やはり人間でできることというのは限られておりますので、そういう機械的な目で監視するというのも今後は必要ではないかと考えておりますので、ぜひこの機会に、よろしければ委員の皆様方あたりにもバックアップしていただいて、そういう県警は活動をしているんだということを応援していただければと思いますので、ここで一言申し添えさせていただきます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございますか。

○高木健次副委員長 73ページなんですけれども、交通事故抑止に資する交通指導取り締まりというところで、非常に飲酒運転の検挙率、これは年々ふえているという状況ですよ、28年度も。先般も、熊本県で、バイパスで2名の若い男女を、飲酒運転で事故をしたということで、本当に罪のない人が飲酒運転によって命をなくすと。大変痛ましい事故が、本県に限らずよその県でも発生しておりますけれども、交通部長も、非常にこの辺では大変努力されているけれども、なかなか飲酒運転が減らないと。

これは新聞を見ていると、毎日のように2件、3件、飲酒運転あるいは飲酒運転事故等が出ていますけれども、これはやっぱり本当に、何と申しますかね、熊本県にとりまして非常に大きな問題、課題であろうかなとい

うふうに思っておりますが、交通部長の努力と裏腹に、やっぱり年々ふえてきておる、非常に大きな問題であろうというふうに思いますので、これからの取り組み等を含めて、ちょっと御意見を聞かせてください。

○奥田交通部長 ただいま御指摘をいただきました件でございますけれども、数字が示しているとおりでございまして、大変汚名と考えております。

これまでも、取り締まりを初め、安全教育の場でも声を大にして言ってきたところであります。今後も、さらに一層徹底した取り締まりをいたしますとともに、新たに運転免許を取る層、それから、新たに成人になる方、飲酒が許される方、そのような層、それから、酒類を提供するお店、その他いろんな対象を広げて、飲酒運転の抑止に全力を尽くしたいと思っております。

ただいまの時点で言えることは以上でございます。

○高木健次副委員長 非常にこの件は、国においても、法律の改正とか、そういうことを抜本的にやっていないと、いつまでたっても減らないのではないのかなという感じがします。

幸い、酒類提供罪ですか、この辺はやっぱり酒を提供するところに対しての指導とか、そういう指摘で随分と減ってきているというふうに思いますけれども、まあ法律を変えるというのは、非常に熊本県からそう発信してもなかなか難しい問題じゃないかなと思っておりますけれども、しかし、これは声を大にして本県からそういうことをやっぱり、罪を重くして果たしてその結果がどうなるのかははっきりはわからないところもあるかもしれませんが、そういうところはもうちょっと踏み込んだ対策をとるべきじゃないのかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○奥田交通部長 飲酒運転からの処罰に係る立法問題につきましては、私のレベルでは直ちにどうだということは申し上げられませんが、これまでも第2次、3次、4次にわたって法改正がなされてきて、相当の重罰でございます。また、免許証につきましても、一発取り消しに近い措置をとっております。

であるにもかかわらず、これだけ発生するということは、まだ重大性の周知ができてないのかなと。まだ人ごとのようにといえますか、自分はやらないという、そういう緩いムードがあるのかなと。また、世間がお酒に甘いというのものもあるかもしれません。そのあたりも、県警交通部として、できるレベルで一生涯懸命やりたいと、努めてまいりたいと思います。

○高木健次副委員長 きょうはこれ以上は言いませんけれども、本当にやっぱり何の罪もない人が簡単に命を奪われる、非常に大変な問題だろうと思いますので、ぜひ、交通部長、これからもしっかりとまた頑張って、法改正等も含めて、そういうことも考えていくべきではないのかなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○奥田交通部長 承知しました。

○高木健次副委員長 以上です。

○浦田祐三子委員長 質疑はもうよろしいですか。

○吉田孝平委員 今公共事業がふえて、災害復旧・復興の工事がふえていまして、その中で工事車両、ユンボとかそういった、今工事がふえていて、見渡せばどこにでも見えるような状況でございますが、重機等は窃盗されやすいというのを聞いています。今そういっ

た中で、現状がわかれば教えていただきたいと思えます。

○吉長刑事部長 現在のところ、私のところまで、重機の連続窃盗という形での報告は、今のところあっておりません。

ただ、委員御指摘のとおり、非常に今度は、これから先、いわゆるユンボを窃盗して海外に部品として輸出するなどなどの事案は、これは高級自動車等も含めてあっているわけでございますので、その点については、委員御指摘のところを周知徹底いたしまして、事案の発生があれば、速やかに周知徹底して組織捜査を進めますし、その続発防止にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○吉田孝平委員 ありがとうございます。

○浦田祐三子委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 76ページですけれども、これは簡易質問で、認知症検査ですね。

全国で恐らく5～6万人ぐらいがその認知症検査の対象となると。熊本県の場合は、それからすると700とか800ぐらいの数字になるかと思えますけれども、大体どれぐらい予想しておられますか。その対応というのは、医師との連携はうまくとれているのかというようなことをちょっとお聞きします。

○奥田交通部長 お答えします。

各種の報道で、全国で5万人ぐらい該当するのではないかという予測、あくまで予測ではございますが、承知しております。

熊本県では、本法の改正以前には、1,000人ぐらいが認知機能検査で第1分類に該当するような想定でございました。実績数もそれに近いものでありました。これに加えまして、法改正では、一定の違反をした人が加わ

りますので、1,000名を超える——これは予測でございますので、確かなことは申しませんが、そのくらいは対応しなければならないと考えております。

一方で、その第1分類といいますか、違反者に対する診断体制でございますけれども、熊本県内、医療政策課等から御紹介いただきました先生方も含め、認知症専門医を県の公安委員会で12人ほど委嘱しております。県北から県南、それから天草、阿蘇に至るまで、全部の地域にほぼおられます。

また、そのほかに、専門医ではないが、サポート医、いわゆる準ずるような医学会の資格をお持ちの方もおられまして、その先生方に割り振ってと言ってはちょっと語弊がございますが、御紹介をして診療をお願いする。また、自分の決まったかかりつけ医がおられる方は、まずその門をたたいて、それからの御紹介というような方法もあるかというふうに考えております。

いずれにしても、初年度でございますので、対応に万全を期してまいります。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

それでは、江藤教育政策課長から報告をお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項をごらん願います。

熊本県教育大綱について御報告いたします。

1ページをお願いいたします。

表題下の枠囲みの白丸に記載しておりますように、大綱とは、教育、学術及び文化の振興についての目標や施策の根本となる方針でございます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、新たに策定が義務づけられたものでございまして、あらかじめ総合教育会議で協議した上で、首長が策定することとなっております。

本年の3月23日に総合教育会議を開催いたしまして、教育委員の皆様との間で協議いただいた後、知事決裁となりました。

教育大綱につきましては、資料の左側に記載しております、本県教育振興の基本計画であります教育プランをベースといたしまして、平成28年熊本地震やまち・ひと・しごと創生への対応という、教育プラン策定後の大きな状況変化を踏まえまして策定いたしました。

資料右側の教育大綱の最上段、白丸に記載のとおり、復旧・復興4カ年戦略のもとで進める本県教育施策の基本方針という位置づけになります。

具体的には、資料2ページをごらんください。お願いいたします。

先ほど申し上げましたように、大綱は知事が策定することとなっております。そのため、1、初めににおきましては、知事からのメッセージとして記載し、次に、子供たちの個性や能力に応じた多様な学びの場を提供し、その可能性を大きく広げるための環境づくりを進めていくことを述べております。

2、基本方針についてですけれども、まず、子供たちの夢を育む熊本の人づくりといたしまして、3つの項目を掲げております。

最初に(1)は、夢を実現するための生きる力の育成です。

子供たちが、知、徳、体をバランスよく成長させ、生きる力を身につけることが必要で

あること、また、そのための取り組みを記載しております。あわせて、教職員の資質、能力の向上についても触れております。

次に(2)は、ふるさとを愛する心を持つグローバル人材の育成です。

グローバル化が進む中で、子供たちが国際的に活躍していくためには、我が国や郷土の伝統、文化を理解し、愛着や誇りを持つこととあわせて、他国を理解、尊重し、共存していく姿勢が必要なため、さまざまな取り組みを進めていくこととしております。

(3)は、社会に貢献できる人材の育成です。

キャリア教育の充実や熊本地震からの復興、発展を支える人材の育成と若者の地元定着を図るための取り組み、さらに水俣病問題等を通じた環境教育など、社会の変化に適切に対応できる人材の育成や、熊本時習館構想による私立学校に通う子供たちへの支援について記載しております。

次に、資料右側、夢を支える教育環境の整備といたしまして、5つの項目を掲げております。

まず(1)は、熊本地震からの復旧、復興です。

教育分野におきましても、ビルド・バック・ベターの考え方で創造的復興に取り組むこととしております。具体的には、学校施設の整備や熊本地震の教訓を生かした防災教育、コミュニティースクールの導入などを進めることとしております。また、熊本城を初めとする文化財の復旧、復興にも取り組むことを掲げております。

次に(2)は、子供たちが安全、安心に学ぶことができ、信頼される学校づくりです。

認め、褒め、励まし、伸ばすことができる教職員の育成や、児童生徒の心のケア、いじめ・不登校問題等への適切な対応を図るとともに、教育上特別な配慮を必要とする子供たちへの支援体制の充実等を記載してござ

す。

(3)は、貧困の連鎖を教育で断ち切る取り組みです。

貧困状態にある子供の増加は、日本の未来にも大きな損失だとした上で、家庭の経済的事情により子供たちが進学等の夢を断念することがないように、学びの場の提供や教育費の負担軽減などに取り組む旨を記載しております。

次に(4)は、地域とともにある学校づくりです。

家庭の教育力の低下が指摘される中、学校側の負担が増加していることに触れた上で、家庭の教育力向上への支援や地域とともにある学校づくりの推進を記載しております。

最後に(5)は、スポーツの振興です。

女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップの県内開催などを見据え、県内トップスポーツチームの支援や県内優秀競技者の育成などに取り組むこととしております。

本大綱につきましては、既に関係機関への通知や県ホームページへの掲載を行ったところでございますが、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、報告に対する質疑を終了したいと思います。

次に、その他に入ります。

その他で委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、その他の質疑を終了したいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これもちまして第2回教育警察常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長